經濟論叢

第九十二卷　第三號

法と経済との関係……恒　藤　　恭　1

「ソビエト経済」の理論……木　原　正　雄　17

ロック経験哲学の構造（一）……平　井　俊　彦　42

日本における金本位制の成立（1）……小　野　一　一　郎　62

昭和三十八年九月

京都大學經濟學會

法と経済との関係について

恒藤恭

はしがき

去る五月三十一日に京都大学経済学会の大会が開催されたが、その際おこなった講演の内容に対し、適宜に取捨をほどこしたものが、以下の本稿の記述である。なお、来会者の多数を占める学生諸君を目標として講演をしたのであった、ということをおことわりして置きたい。

一　序　説

種々の複雑な論点をふくんでいるテーマについてお話しするのであるが、与えられた時間の制限があるので、到底意を尽くすことは出来ない。諸君が斯ようなテーマとかかわりのある問題について考えられるための問題点を提供するに過ぎない。

私は、この講演において、法と経済との相互関係を、きわめて一般的な、抽象的な観点から考えることを、主眼とするのであって、特定の具体的な場合について考えようとするわけではない。

例えば、――最近わが国で問題とされ、いろいろ論議されているところの、そして経済の今後における発展にとって重大な意義をもっているところの、二、三の法律を挙げると、わが国の農業の在りかたに画期的な革新をもたらそうとする農業基本法が昭和三十六年の第三十八国会で制定された。また、政府は特定産業振興法の制定を意図しているが、それの成立を見るに至るまでの過渡的期間において行われるべき繊維工業設備臨時措置法の改正案という長たらしい名前の法案や、中小企業基本法案の国会通過をもくろんでいる。

次に、国際法並びに国内法と国民経済との関わり合いの例であるが、ＩＬＯ（国際労働機構）八七号条約、すなわち結社の自由と団結権の擁護に関する条約の批准案と、これに伴なって関係国内五法の改正案（公共企業体等労働関係法、地方公営企業労働関係法、国家公務員法、地方公務員法、鉄道営業法の改正案）を、政府は去る昭和三十五年四月から今年三月まで前後四回も通常国会に提出して来ている。

国際労働機構の加盟国は、該機構の総会によって採択された条約を、なるべく速かに批准すべき義務を課せられているのであるが、日本国政府は、ＩＬＯ八七号条約の場合には、最初はこれを敬遠する態度をとった後、ＩＬＯの側からきびしい勧告をうけた為に、いわゆる同条約関係国内法の改正を条件としてこれを批准しようとする態度に転じた。蓋し、保守政権および保守政党としては、該条約をその儘批准すれば、革新系労組、ことに総評の闘争力の強化を来たすおそれがあるから、関係国内法を整備することによって、これを弱体化せしめることを狙っているのである。かような政府側の態度とは対照的に、労働組合側は飽くまでも条約の無条件的な批准、したがっていわゆる関係国内法の改正案の国会提出を阻止するための努力を持続している。

事実の経過は今述べたようなものであるが、政府は果たしてＩＬＯ八七号条約の承認を求める案件を今度の国会

に提出するか否か、さらに、政府がそれを提出した場合に国会で可決されるか否かは、なんとも予測し難い、と言うほかはない。

これは、法と経済との関係の具体的・個別的事例の一つに過ぎないけれど、これによって知られるように、両者の関係の特定の場合に関して、さまざまの論点をめぐってさまざまの見解が成り立つことが可能である。同じように、否、遙かにより大なる程度において、両者の一般的な関係の問題に関して、さまざまの論点をめぐってさまざまの見解が成り立つことが可能である。だから、はじめにことわって置いたように、この講演においては、法と経済との関係について考えるための問題点を挙示するに過ぎないのである。

二　人間の世界における法と経済の在りかた

「法」と言うと、何かしら抽象的な、非現実的な存在であると考えられがちである。そして、「法と経済との関係」というのは、抽象的な、非現実的な存在たる法と、具体的な、現実的な存在たる経済との関係――すなわち互いに分離して存在するところの異質的な両者の関係だ、と考えられがちである。しかしながら、両者のそれぞれの真実の在りかた、したがって、両者の関係の真実の在りかたは、決してそうではないのである。

「法」という言葉が語られているのを聞き、書かれているのを見るとき、おそらく多くの人々は法の条文を思い浮かべるであろう。そして、おのずと彼らは、法の存在と法の条文とを混同して、法の条文は即ち法の存在そのものだ、と思い込む傾向におちいるのである。しかし、それはあやまった早呑み込みである。法の条文は法の内容を表現するための手段に過ぎない。法が人々によって順守され、法の要請するところのもの、法の規定するところの

ものが、現実化すること、実現されること、言いかえると、法が実効性（effectivity, Wirkung）をもつことこそは、法にとって本質的な事柄なのである。実効性を具有するのでなければ、法条は空文・死文でしかあり得ない。例えば、資本主義経済は私有財産制度を不可欠の前提として成り立つのであるが、人々が民法の所有権に関する諸規定をはじめ、所有権の制度に連関する諸種の法の規定を無視して、他人の財産を無視し、侵害する行動や、契約上の義務を無視し、その履行を怠る態度を敢てして憚らないならば、所有権の制度に関するすべての法は無いにひとしいこととなり、したがって、資本主義経済も成り立たないであろう。

いま挙げた一つの事例からして知られるように、法の在りかたは決して抽象的・非現実的なものではないし、且つ法の存在は経済の存在と不可分に、有機的にからみ合っている次第である。この点について正確な理解を獲得するためには、法と経済との各者をば人間の世界をかたちづくる諸々の構成要素の一つとして把握することが必要である。

昭和二十年の終戦の結果として、我国の教育が根本的に改革されることとなり、昭和二十二年に教育基本法および学校教育法が公布、施行されたが、後者の第五章はいわゆる新制大学の設立、運営に関する制度を定めた。これに基いて大学設置基準が定められ、国立、公立、私立の大学を通じて、文科系の学部の学生諸君も、理科系の学部の学生諸君も、人文科学および社会科学関係科目とならんで自然科学関係科目を履修することとなった。大学設置規準のなかの斯ような構想は、人文科学と社会科学とを区別する考えかたを前提しているが、「人文科学」という用語は、戦前にはあまり行われていなかったのであって、自然科学と対立する学問は「文化科学」（Kultur wissen-

schaft）と呼ばれていた。新村出編「広辞苑」のなかの「人文科学」の項目には、「政治、経済、社会、歴史など広く人類文化に関する学問の総称」と述べてあり、西尾実、岩淵悦太郎編「岩波国語辞典」のなかの「人文科学」の項目には、「科学を対象によって分類した時の一つ。広く人類文化についての科学。文化科学」と述べたうえ、人文科学は自然科学と対立する学問であることを指示している。

二つの辞典が科学の分類に即して人文科学、文化科学および自然科学という用語について述べている説明から、現代のわが国の社会において次のような考えかたが謂わば学問的常識となっている、ということが察知される。――(1)一般に科学（学問）は自然現象に関するものと人文現象に関するものとの二種類に別たれる。言い換えると、一切の自然現象を包容する自然の世界（自然界）に関するものと、一切の人文現象を包容する人間の世界（人間界）に関するものとに分類される。(2)第二の種類の科学（学問）は、さらに、狭義における文化現象を考察する人文科学と狭義における社会現象を考察する社会科学とに分類される。

学問を分類する仕方には、考察される対象の相違に依るものと、対象を考察する方法の相違に依るものとがある。ここに挙示したのは、考察対象の相違によるものであるが、対象の相違による学問の分類としては、自然の世界に関する学問と人間の世界に関する学問に分類することが、一般におこなわれており且つ妥当なしかたである。また、人間の世界に関する学問を人文科学と社会科学とに分類することも、一般におこなわれている妥当なしかたである。

以上においては、科学の分類というような問題に多くの言葉をついやして、いくらか廻り路をしたかたちであるが、ひっきょう法と経済との関係について的確な理解にたどりつくためのものであった。この廻り路をしたことによって私たちが理解し得るところは、次に述べるようなことがらである。――種々多様の自然現象がからみ合い、

つながり合って、不可分の一体としての自然の世界をかたちづくるのと平行して、種々多様の文化現象・社会現象がからみ合い、つながり合って、不可分の一体としての人間の世界をかたちづくる。真実のすがた、客観的な様相においては、かように、自然の世界は不可分の一体として存立しているのと同様に、真実のすがた、客観的な様相においては、人間の世界もまた不可分の一体として存立している。法も、経済も、このようなすがたで存立する人間の世界の内含する諸々の部面または構成要素の一つにほかならず、全体としての人間の世界が不可分の一体として存立するのであるから、その部分たる法と経済とは、相互に不可分離の関係のなかに立つのである。したがって、法と経済との関係を考察のテーマとするということは、相互に分離していて、それ自身として存立するところの法と経済との二者が如何なる関係のなかに立つかということを問題とするわけではないことを、力説せねばならぬ。

三　法と経済との関係から見た法学と経済学

前述の如く、客観的現実の世界としての人間の世界の内面において、法と経済とは互いにからみ合い、つながり合って、不可分の一体をかたちづくっているのであるが、もちろん、人間の世界は、法と経済だけを構成要素として成り立つものではなく、そのほかに、政治、交通、言語、教育、習俗、道徳、芸術、宗教、等々の諸構成要素を内包しつつ成り立っているのであるが、かように不可分の統一的全体として存立する現実の世界を、学問的立場から分析的に考察することによって、各構成要素の特色および存在性格は明瞭となり、それらの要素の相互関係を問題とすることも可能となるわけである。かくて、法と経済との関係を問題とする上に、法学および経済学が重要な意義をもつのである。

その考察範囲が、時間的・空間的にいかなる範囲にわたるか、且つ法または経済のいかなる方面に中心を置くかを問わず、法学または経済学は、常に法または経済を、一つのまとまった構造を有するものとして前提することから、その考察を進めるのである。ただし、此の点に関して、法学と経済学とはいちじるしく事情を異にするところがある。

現在の法学は、法解釈学のほかに、法社会学、法心理学、法人類学、法史学、比較法学、等々の諸分科にわかれているが、その中で狭義の法学――(法解釈学、解釈法学、法律学などと呼ばれている。)――のみが、すでに古代ローマで成長を開始し、きわめて長い発展の歴史を持っている。それとは全く違って、経済学の体系は漸く近代に至ってから成長を開始したが、若干の経済学者たちがその促進に寄与した。フランソア・ケネーならびにアダム・スミスはそのなかの代表的な学者である。

多年にわたって外科医としての生活をいとなむかたわら、医学的研究に従事したケネーは、後半生においても、従来の研究を続けたけれど、彼の研究の重点は、社会科学、ことに経済学の方面に移った。一七五八年に出版された「経済表」(Tableau économique)は、後の方面における研究の成果の一つである。その中で、ケネーは、ある国の社会において、年々の総生産物が如何なるしかたで、農民を中核とする生産者階級、前者を支配する地主階級、および商業や工業に従事する者が大部分を占める不生産階級の三者のあいだに配分されるかということを、図表をもちいて数式的に説明している。イギリスの生理学者ハーヴィ(W. Harvey)が唱えた血液循環説を熟知していたケネーは、人体の内部における血液循環からのアナロジイにもとづいて、農業的生産物の総体が三階級のあいだに配分されるプロセスについて論じたわけであるが、彼は、これによって、統一的・全体的構造を具有するもの

として人間の経済生活を理解する端緒を与え、経済に関する体系的理論、言い換えると、経済学の発達のための路を切り拓いたのである。ケネーの学説を継承すると共に、大幅の修正をこれに加えて、ケネーの切り拓いた路を前進し、経済学の始祖としての地位を占めるに至ったのは、アダム・スミスである。彼が「国富論」(An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations, 1776.) の著述を執筆したのは、国富の本質的性格と国富を生ぜしめる諸要因を究明しようとする動機にもとづくのであって、経済学の体系の樹立そのものを意図したわけではなかった。しかしながら、かような動機から国富の本性とその諸要因について論述を進めて行くにつれて、おのずと経済理論、経済・財政政策、経済史というような経済学の全体系を展開する結果となった。

国富の内容をかたちづくるものは、貨幣および貨幣の材料たり得べき金属、特に貴金属である、と主張した重商主義 (Mercantilism) の論者たちの偏見、たらびに、国富の内容をかたちづくるものは、農業的生産物、特に穀物である、と主張した重農主義 (Physiocratie) の論者たちの偏見のいずれに対しても、スミスは批判的態度をとり、中正の見解を主張することに努めた。そこで彼は、一方では、社会公共のために、及び各個の私人のために有用な一切の物こそは、真に国富の内容を形成するということを、他方では、そのような物の生産に向けられる限り、あらゆる労働は生産的であり、ひとり農民のみならず、商業や、工業や、その他の業務に従事する人々はすべて生産的な階級に属するということを主張した。さらに、楽天主義的な社会観をいだいていたスミスは、人間の天性たる自利心 (Selfinterest) の作用のおもむくままに放任することにより、社会および個人のために有用な業務にたずさわる人々の労働は、神の見えざる手 (an invisible hand) にみちびかれて、国富の増大と社会の繁栄をもたらすものであるという、いわゆる自由放任の経済政策を唱えたが、彼は全く無条件にそのような政策が実現され得るもの

と考えたわけではない。私有財産の尊重、契約の自由、価格の変動、等々の諸制度を内含するところの流通経済が成り立ち得るためには、これらの制度を定める法の実効性が、国家権力の作用によって確保され、その結果、自由放任主義の政策に適合する経済秩序が実現されることを要する、というのが、スミスの意見である。

スミスは右に概説したようたしかたで、自由放任主義の原則にかなった経済秩序を構想し、これにより人間の経済生活をまとまった全体として認識するための適確な方法的基礎を築き、その後における経済学――自由資本主義経済学――の発達がたどって行く進路を堅めたのであり、その後多くの経済学者たちがこれを踏み堅めて、近代的自由主義経済学をしだいに完成にみちびいたのであった。

スミスは、西洋諸国の経済事情を丹念に考察し、これにもとづいて立論するという実証的・経験主義的方法をもちいたかたちをホしているけれど、その実は、次の時代におこなわれた産業革命の影響の下に、旺盛な成長を遂げた産業資本主義の経済の構造に該当するような、国民社会の経済生活の仕組みを先取的に構想し、その骨組みをめぐって展開されるところの種々の経済的活動を制約する経済法則の理論を究明することを企てたものに他ならない。古代から中世を経て近代に至るまで、経済生活のあれやこれやの特殊的部面または特殊的問題に関する論議や研究は、ずいぶん数多くあらわれたとはいうものの、経済生活を一つのまとまった全体として理論的考察の対象とする学問的研究の態度は、スミスによって初めて確立された。いかなる範囲、いかなる程度に、経済生活についての知識や理解を獲得しているかは、各人各様であるにもせよ、とにかく現代では多くの人々が経済について考え、経済について語ることが、日常のありふれた事実となっている。したがって、私たちはかようなH常的事実を当然の事実として受け取り、ことさらにその由って来たるところを問題とするようたことはしないのであるが、事態を深く

堀り下げて考えると、スミスのすぐれた創見および彼の学問的業績をうけ継ぎ且つ推し進めた経済学者たちの努力に想到せざるをえない。

さきに私は、「法学または経済学は、常に法または経済を、一つのまとまった構造を有するものとして前提することから、その考察を進めるのである。ただし、此の点に関して、法学と経済学とはいちじるしく事情を異にするところがある」と述べたが、この論述において指摘した、法学と経済学との間の事情の相違を取り上げて、説明を加えたいとおもう。

経済思想の歴史と云うのであるならばともかく、充分な意味での経済学の歴史は、アダム・スミスにさかのぼると見るべきであろう。これに反して、前述の如く、法解釈学は既に古代ローマにおいて成長を開始した。古代ギリシャでは、哲学、数学、自然学が発達し、ゆたかな成果を産出したが、法の適用、すなわち裁判はおこなわれ、専門の裁判機関による裁判がおこなわれなかった為に、法解釈学は成立しなかった。しかるに、古代ローマでは、専門の法律家乃至は法学者が訴訟に関与した為に、この事が機縁となって、早くから法解釈学が発達しはじめ、西暦一、二世紀のころには成熟の域に到達した。

かようにして、法解釈学は、最初から訴訟との連関において発生し、訴訟のために役立つ知識の供給という至って実用的な要請を充たすべき任務をになうものとして発達した。この任務を遂行するために、法学者たちは訴訟において適用される法、すなわち制定法ならびに不文法の内容をなるべく統一的・体系的に把捉し、理解する努力を続けたのであるが、このような事情の下に彼らのあいだに、法の適用と直接につながる法現象を総括するところの"jus"という特有の概念が構成された。それは、ある場合には法（成文法および不文法）を指示し、ある場合には

法にもとづく権利を指示し、ある場合には法と権利とを区別せず、両者を包括的に指示する。かくて、ローマの社会の特有な事情に端を発して、法学者たちのあいだに、右のような法（ius）の概念が構成されたことは、統一的全体としての人間の世界をかたちづくる諸分野の一つである法律生活を、この世界から切り離して、それ自身まとまった統一的構造を有するものとして観る考えかたを、既に遠い古代において発生せしめたのであった。そして、このような考えかたは、その後中世、近代を経て現代にまで及んでいる。

四　人間の世界の統一的理解

まえに述べたように、「真実のすがた、客観的な様相においては、人間の世界は不可分の一体として存立している。法も、経済も、このようなすがたで存立する人間の世界の内含する諸々の部面または構成要素の一つにほかならず、全体としての人間の世界が不可分の一体として存立するのであるから、その部分たる法と経済とは、相互に不可分離の関係に立つのである。したがって、法と経済との関係を考察のテーマとするということは、相互に分離していて、それ自身として存立するところの法と経済との二者が如何なる関係のなかに立つかということを問題とするわけではない」。ところで、ケネーにせよ、スミスにせよ、政治、法律、行政、習俗、宗教、等々というような、人間の社会生活の内容を形成する種々の成分と、経済との連関を考慮していないわけではないけれど、それらの成分を一つのまとまった全体として、概念的に綜合し、把握することはやっていない。ケネーも、スミスも、十七、八世紀における啓蒙主義の思想家のカテゴリーに属する人であるが、人間の世界を概念的に綜合し、把握する理論的課題は、次の十九世紀に入ってからヘーゲルによって解決された。

完熟の域に達したヘーゲル哲学の体系の全貌が盛られている著述「エンチクロペディ」（Encyclopädie der philosophischen Wissenschaften im Grundrisse, 1. A., 1817）の内容は、第一部・論理学、第二部・自然哲学、第三部・精神の哲学、となっている。斯かる体系の構造は、ヘーゲルの独自の世界観を端的に表現している。これによれば、世界は自然の世界と精神の世界（人間の世界）とを包容しつつ存立する。両者は世界精神（世界に内在する神）の弁証法的自己発展の二つの異なる段階または形態を表出するものであり、論理学が世界精神の発展の論理（弁証法）について論述し、究明するのに対して、自然哲学は世界精神の即自的発展の過程について、精神の哲学は世界精神の即自且つ対自的発展の過程について論述し、究明することを任務とする。

われわれがその内面に生存し、生活をいとなんでいる人間の世界は、深く自然の世界に根ざして、それと不可分に合体しているものでありながら、それを超えた独自の本質と存在意義とをそなえている。私は、人間の世界と自然の世界との関係はかようなものである、と考えているが、斯かる考えかたから見れば、右に挙示したヘーゲルの見解は、――その形而上学的なニュアンスは別論として――当を得ている、とみとめられる。けれども、人間の世界そのものの在りかたを問題として、物質的自然と人間の社会的存在との関係について考察する場合には、ヘーゲルの世界観にしたがうことはできない。

喩えて言えば、天上から大地に向かって降下する立場をとったヘーゲルが、ロゴスとしての神が人間の世界をつくり出し、人間の世界の歴史的発展を推し進める、という観念論的史観を説いたのと比べて、謂わば大地から天上へと上昇する立場をとり、社会的生産力が人間の世界の諸事象の生起を制約し、社会的生産力と生産関係とのあい

だに生ずる矛盾が、人間の世界の歴史的発展をもたらす、と主張するマルクスおよびエンゲルスの唯物史観は、人間の世界の現実の在りかたに即した、より妥当な理論である、とおもう。

それで、法と経済との関係を問題とする私の当面の観点から、唯物史観の基本的主張を傾聴することとする。

「人間は、彼らの生活の社会的生産において、彼らの意思に倚存しない一定の関係、すなわち彼らの物質的生産力の一定の生産諸関係のなかに立ち入るものである。これらの生産諸関係の総体が社会の経済的構造を形成するのであり、此の実在的土台の上に、法的および政治的上部構造は存立し、且つ一定の社会的意識形態がそれに対応するのである。物質的生活の生産方法が社会的、政治的、精神的生活過程一般を制約する。人間の意識が彼らの存在を規定するのではなく、逆に彼らの社会的存在が彼らの意識を規定する。その発展のある段階において社会の物質的生産諸力は、従来その中で動いて来たところの既存の生産諸関係と、または法的な言いあらわしかたをすれば、財産諸関係と矛盾するに至る。前者の発展形態であった後者が、前者の桎梏に転化する。経済的基礎の変化につれて巨大な全上部構造が徐々に又は急速に顛覆する。」(経済学批判序文」——Zur Kritik der politischen Oekonomie, 1859)

キリスト教的な神の摂理(providence)の思想を弁証法的に利用して、人間の世界の静的ならびに動的様相を叙述し、説明するヘーゲルの世界観・歴史観は、彼があらかじめ想定した観念の枠組みのなかに、諸多の社会的・歴史的事象を嵌入する手法を駆使している、との非難をまぬがれえない。これと比較して、人間が生存し、生活するために欠くべからざる物資を生産する諸活動が、いわゆる社会の上部構造を一般的に制約し、規定する、と主張する唯物史観が、社会的・歴史的現実の世界の様相に即して、その世界の諸事象を素直に、客観的に究明する理論で

あることは確かである。

ところで、社会の下部構造とそれによって支えられつつ存立する上部構造との関係についての唯物史観の主張は、法と経済との関係についても妥当するはずであって、法は経済によって規制され、規定されるという命題は、妥当な見解として一応肯定されるべきである。これに関して、「唯物史観は、法がもっぱら受動的に経済の側からの規制、規定を受けるだけで、法の側からの経済に対する能動的な作用をみとめない。」という非難をする論者があるけれど、その論旨は妥当を欠いている。社会の上部構造をかたちづくる諸成分が経済に対して逆作用を加えることは、マルクスも、エンゲルスも、明らかにみとめているのであり、彼らの主張の重点は、上部構造を規制し、規定する経済の側からのはたらきかけが基本的・原理的である、ということ、且つ上部構造に属する諸成分は、経済の作用により支えられて存立しつつ、経済に対して非基本的・非原理的な反作用を加えるに過ぎないということに置かれている。

社会の上部構造の諸成分は、下部構造によって支えられつつ存立する、という唯物史観の主張は、一応妥当な見解であるが、再検討を加える必要がある、と私は考える。ただし、社会の上部構造の諸成分の中から特に法を抜き出して、法と経済との関係の観点からこの再検討をこころみることとする。

唯物史観の主張によれば、法は経済の土台によって支えられつつ、社会の上部構造の内面に存立する、とされているのであるが、その際、「経済」とは、生産力のはたらきと、それに結合している生産関係とを、併せ含むものとされている。しかるに、「経済学批判」の序文から前に引用した個所においては、生産関係を法的に言いあらわすと財産関係である、と述べられており、経済そのものが法律関係を主要部分の一つとして含んでいる、とされて

いる観がある。しかしながら私は、それだからと云って唯物史観の主張が自己矛盾を蔵している、と判断するものではない。マルクスやエンゲルスが問題としているのは、纏った全体としての法の経済に対する倚存関係であって、個々の法的事象が個々の経済的事象に対してもつ倚存関係ではないからである。

社会の全構造に関する唯物史観の主張を要約すると、次の通りである。――社会の静態的構造は、下部構造としての実在的土台と、それによって支えられつつ存立する非実在的上部構造とに別たれる。経済は下部構造をかたちづくり、諸種の意識形態（Bewusstseinsformen, ideologische Formen）が上部構造をかたちづくる。さらに、上部構造は、法的および政治的意識形態と、宗教、芸術、哲学などの精神的意識形態（狭義の意識形態）とに別たれる。――かように、社会の全構造を、実在的な下部構造と非実在的な上部構造とに二分して、前者は経済によってかたちづくられ、後者は法、政治および狭義の意識形態によってかたちづくられる、と主張する唯物史観の論旨は、再検討を要する、と私は考える。

私の見るところでは、下部構造をかたちづくる経済がそなえている存在性格と同様の存在性格を、上部構造も亦そなえているのであって、経済と広義における意識形態とは、存在性格において相違するところは無い。すなわち両者の存在性格の相違は非基本的・非原理的なものであって、唯物史観の主張するような、基本的・原理的なものではない。視角を変えて見ると、上部構造も、下部構造も、等しく実在するのであって、二者のあいだに、実在する事象と実在しない事象とを根本的に区分する境界線を劃することはできない。それはそれとして、人間の生存と生活のために役立つ物資の供給と直結する経済が、上部構造の諸事象よりも一層根本的な存在意義を有することは、ほとんど自明の事柄であり、その限りにおいて、経済は社会の下部構造に横たわるものであるし、また経済を前提

することなしには、上部構造の諸成分も存立をたもちえない。もちろん、経済と法との関係についても事態は同様である。

前述したところをいま一度くり返すと、「人間の世界は不可分の統一的全体として成り立っているのであるから、その部分たる法と経済とは、相互に不可分離の関係に立っている。ところが、法と経済との関係を考察するというのは、相互に分離していて、それ自身として存立する二者が、いかなる関係に立つかを、問題とすることを意味する。客観的現実態においては不可分離の一体を成している法と経済とを、相互に分離して存立するものとして考察するということは、明白な矛盾を敢てすることである。かような矛盾を弁証法的に解決する方法は、客観的現実としての人間の世界における人間の真実の在りかた、すなわち主体的存在としての在りかたを対象化し、客体的存在として取り扱うことである。斯かるしかたで人間の存在を取り扱うことによってのみ、人間の世界の諸々の分野について考察する諸種の実証的・経験的科学は、科学として成立し能うのであるが、この事から生ずる結果として、これらの科学の各者は、その考察の範囲を、人間の世界をかたちづくる各個の分野に局限することを要請されるのである。これらの科学とは趣を異にして、能う限り人間の主体的存在者としての在りかたに接近して、それを把握し、理解するという課題は、人間の世界を統一的全体として把握し、理解するという課題と共に、哲学的考察にあたえられた任務であり、これらの任務の遂行は、矛盾を解決する別の方法によって可能とされる。かような観点からヘーゲル哲学ならびに唯物史観について考察することは、興味ふかい仕事であるけれど、ここでは差し控えることとしたい。（おわり）